

紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務に関する公募型プロポーザル実施要領

本要領は、紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務を委託するにあたり、本業務の遂行に最も適した企画力、技術力、実施体制及び実績を有する事業者を公募型プロポーザルにより選定する手続について、必要な事項を定める。

1 業務の目的

紀美野町では、現在の公共交通が抱える課題を整理するとともに、将来にわたって持続可能な公共交通を確保するため、「紀美野町地域公共交通計画」の策定と、新たな公共交通のあり方を検証する実証運行事業を一体的に実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務(以下「本業務」という。)
- (2) 事業主体 紀美野町及び紀美野町地域公共交通活性化再生協議会
- (3) 業務内容 仕様書①【紀美野町地域公共交通計画策定支援準備業務】
仕様書②【紀美野町地域公共交通実証運行支援準備業務】
仕様書③【紀美野町地域公共交通計画策定支援業務】
仕様書④【紀美野町地域公共交通実証運行支援業務】
- (4) 委託期間 本業務の契約及び履行期間は、次のとおりとする。

区分	対象業務	業務期間（予定）
第1期	仕様書①	契約締結の日から令和9年5月31日まで
	仕様書②	契約締結の日から令和9年6月30日まで
第2期	仕様書③	令和9年6月1日から令和10年3月31日まで
	仕様書④	令和9年7月1日から令和10年3月31日まで

※契約の方法等については、7ページの「契約の締結」を参照してください。

- (5) 提案上限額 22,992 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【内訳】

対象業務	提案上限額
仕様書①	330 千円
仕様書②	3,025 千円
仕様書③	8,148 千円
仕様書④	11,489 千円
合計	22,992 千円

(6) その他 本プロポーザルは、第 1 期業務の契約候補者を選定するとともに、当該契約候補者を第 2 期業務の契約相手方候補者として選定するものである。

第 2 期業務については、次に掲げる条件を全て満たす場合に、第 1 期業務の契約相手方と契約内容を協議の上、別途契約を締結することができるものとする。

- ・ 第 1 期業務が適正に履行されていると認められること。
- ・ 第 2 期業務に係る予算が成立し、必要な財源が確保されていること。
- ・ 関係機関との協議その他必要な手続を経て、第 2 期業務を実施できること。
- ・ 第 2 期業務の仕様、契約金額その他の契約条件について、発注者と契約相手方候補者との協議が調うこと。
- ・ 契約締結時において、本要領に定める参加資格を引き続き満たしていること。

ただし、これらの条件を全て満たす場合であっても、第 2 期業務の契約締結を保証するものではない。第 2 期業務の契約を締結しない場合において、契約相手方候補者は、当該契約を締結しないことにより生じた費用、損失等について、発注者に補償又は損害賠償を請求することができないものとする。

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、次の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル募集開始日から提案書提出期限日までの期間に、紀美野町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（令和 2 年 3 月 30 日告示第 28 号）第 3 条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (4) 紀美野町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 16 日条例第 12 号）に規定する暴力団その他反社会団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (5) 国や地方公共団体等において過去 5 年間に、本案件と同種又は同程度と認められる業務を元請として履行した実績を有していること。
- (6) 複数の事業者等により構成される共同企業体（JV）（以下「共同企業体」という。）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。町との連絡窓口は代表者が行うものとし、事業遂行の責を負うものとする。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 仕様書の内容を熟知し十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加できること。
- (9) 本プロポーザルの条件となっている事項について、発注者が関係各所に照会することに同意すること。

4 選定スケジュール

内容	期日
募集開始（町 HP 掲載）	令和 8 年 10 月 30 日（金）
質問書の提出期限	令和 8 年 11 月 9 日(月)正午必着
質問書の回答	令和 8 年 11 月 11 日(水)
参加表明書等提出期限	令和 8 年 11 月 16 日(月)正午必着
参加資格審査結果通知	令和 8 年 11 月 20 日(金)
企画提案書等提出期限	令和 8 年 11 月 27 日（金） 正午必着
プレゼンテーション等の実施	令和 8 年 12 月 4 日（金）（予定）
選定結果通知	令和 8 年 12 月初旬（予定）
契約締結	令和 8 年 12 月初旬～中旬（予定）

※説明会は行わない。

※上記の期日等は予定であり、変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

5 質問書の提出及び回答

（１）質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関する質問は、電子メールのみでの受付とし、質問書（様式 1）を提出すること。なお、電子メール送信後、電話で受信確認をすること。

ア 提出期限 令和 8 年 11 月 9 日（月） 正午（必着）

イ 提出先 紀美野町役場 企画管財課

E メール：kikaku@town.kimino.lg.jp

電 話：073-489-5913

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】「業務名」についての質問」

（２）回 答

質問に対する回答は、メールにより行う。内容によって必要がある場合は町ホームページに掲載し、公表する。なお、質問を行った質問者情報等は公表しない。

また、公平性を保てないと判断されるものや個別の参加資格要件等に関するものについては、回答しないものとする。

6 参加表明書等の提出

参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、参加事業者が多数となり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断した場合は、提出書類により第1次審査（書類選考）を行う。

（1）提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式2）

イ 登記事項証明書（3ヶ月以内のもの。写し可。）

ウ 会社概要書（様式3）

エ 財務諸表（直近2年分）

オ 業務実績調書（様式4）

同種・類似業務の実績について記載するものとする（過去5年以内）。

併せて、記載した業務の契約書及び仕様書の写しを添付すること。

カ 業務実施体制表（様式5）及び配置予定担当者経歴書（様式6）

キ 納税証明書（3ヶ月以内のもの。写し可。）

法人税（国税及び地方税）、消費税及び地方消費税の納税証明書

※共同企業体で提出する場合は、業務を担う割合の多い事業者を代表者として参加し、各書類は参加するすべての事業者が提出すること。

（2）提出期限 令和8年11月16日（月）正午（必着）

（3）提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。※封筒には「紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務プロポーザル参加表明書在中」と朱書きすること。

（4）提出先 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287

紀美野町企画管財課

Eメール：kikaku@town.kimino.lg.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務プロポーザル参加表明書等」

（5）参加資格審査結果通知

提出された書類をもとに参加要件の確認を行い、参加要件を満たしたものに対し結果を電子メールにて通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

7 企画提案書の作成要領

提案要請を受けた者は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式 7）

イ 企画提案書

ウ 業務工程表

エ 見積書及び積算内訳

【提案書類の作成上の留意事項】

- ① 提案書類は、各項目の順に綴じ、書類符号を記したインデックスを付けるなど、項目の区別がつくようにすること。
- ② 仕様書に示す内容のほか、本町の地域特性や提案者が有する実績や知見を活かし、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ③ 企画提案書のページ数は問わない。ただし、表紙及び目次を付けること。
※横書き又は縦書きどちらでも良いが、プレゼンテーションと連動する場合は見やすい工夫を行うこと。
※ 必ずページ番号を付すこと。
※ 本文の文字フォントは 10.5pt 以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ④ 見積書の宛名は「紀美野町長」、業務名は「紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務」とすること。
※ 契約期間内に本業務内容を実施するための見積金額を上限額の範囲内で算定することとし、上限額を超える見積書は無効とする。
※ 積算内訳は、仕様書の内容を踏まえ、作業項目ごとに内訳がわかるように記載すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳がわかるように、できるだけ詳細な記載とすること。
※ 見積金額の内訳は税抜価格とし、業務価格には消費税等を加えた合計金額を記入すること。
※ 見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

(2) 提出部数 正本 1 部、副本 7 部

(3) 提出期限 令和 8 年 11 月 27 日（金）正午（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送による。また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にて P D F 形式にしたデータを提出すること。※封筒には「紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務プロポーザル企画提案書 在中」と朱書きすること。

(5) 提出先 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287

紀美野町役場 企画管財課

Eメール : kikaku@town.kimino.lg.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務
プロポーザル企画提案書」

8 企画提案書の審査

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については企画提案要請と併せて通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和8年12月4日(金) 予定

イ 会場 紀美野町役場 2階 2B会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順(受付順)に審査する。

エ 審査基準 別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

オ プレゼンテーションの実施

- ・時間構成は、プレゼンテーション 30 分以内、質疑 15 分程度とする。
- ・出席者は 3 名までとし、本業務に従事する担当者等が説明を行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加資料の配布は認めない。
- ・パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合、使用する機器は各自で用意すること。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本町が用意する。
- ・インターネットは提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

カ 公開

- ・プレゼンテーション及びプレゼンテーション終了後に行う審査は非公開とする。

(2) 審査結果

審査結果は、全ての参加事業者に電子メール又は郵送により通知する。また、選定結果を町ホームページ上で公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立ては受け付けない。

(3) 参加者

参加事業者が 1 者の場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

9 契約の締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議の上、合意した後に契約を締結する。
- (2) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本町と契約相手方候補との協議により必要と判断した場合は項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことができるものとする。なお、上限額とは各業務（仕様書①～④）の金額をいい、上限額を超えないものとする。また、契約書については、各業務ごとに契約する。

区分	対象業務	契約締結予定日
第 1 期	仕様書①	選定結果通知後 2 週間以内
	仕様書②	選定結果通知後 2 週間以内
第 2 期	仕様書③	国等補助金交付決定後(令和 9 年 6 月 1 日頃)
	仕様書④	国等補助金交付決定後(令和 9 年 7 月 1 日頃)

- (3) その他契約についての詳細は、紀美野町契約事務規則（平成 18 年 1 月 1 日規則第 47 号）の規定によるものとする。

10 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提案上限額(1 ページ 「2-(5)」)を超えた見積書が提示されたとき。
- (2) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (3) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 参加事業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (6) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと町長が認めたとき。
- (7) その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

11 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は原則返却しない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、公表しない。ただし、紀美野町情報公開条例（平成 18 年 1 月 1 日紀美野町条例第 9 号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書とな

る。

- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案に当たって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し又は第三者へ提供してはならない。
- (8) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡するとともに、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、紀美野町契約事務規則（平成18年1月1日規則第47号）等関係法令等の定めるところによるものとする。

12 問い合わせ・書類提出先

紀美野町役場 企画管財課

〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木 287

Eメール：kikaku@town.kimino.lg.jp

電 話：073-489-5913

別紙【プロポーザル審査基準】

紀美野町地域公共交通計画策定支援業務及び紀美野町地域公共交通実証運行支援業務委託事業者選定委員会委員のそれぞれにおいて、本審査基準に定める評価の視点を元に、審査基準表の各評価項目を評価基準表により評価する。各委員の評価合計点の総計（以下「評価合計点総計」という。）が高い参加事業者から上位の順位を付けるものとする。

○審査基準表

評価項目	評価ポイント	配点 (最低水準点)	
		計画 策定	実証 運行
会社概要	・会社の規模、財務諸表による経営状況を総合的に判断し、安定して業務を行い得るか。	10 (6)	
業務実績	・本業務と同種業務の実績があるかどうか、実績内容・成果が本業務にふさわしいものか。	10 (6)	
業務実施体制	・提案内容を実施できる人員（人数及び経験）が確保されているか。	5 (3)	5 (3)
	・発注者の要請に応じることができるノウハウを有しているか。	5 (3)	5 (3)
業務計画性	・実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものとなっているか。	5 (3)	5 (3)
業務内容	・実施方法が具体的で実現性があるか。	5 (3)	5 (3)
	・業務の目的及び内容について十分に理解し、紀美野町の現況及び課題への理解は十分であるか。	5 (3)	5 (3)
	紀美野町の地域公共交通における課題を把握し、これまでの取組を踏まえた企画となっているか。	5 (3)	5 (3)
	提案事業者のノウハウや知識を生かした創意工夫が見られ、効果が見込まれる提案がなされているか。	5 (3)	5 (3)
経済性 (見積金額)	・見積価格は、業務の内容に見合った適正なものであるか。	5 (3)	
その他 (表現力)	プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか、質疑への応答は適切であるか。	5 (3)	
合計		100 (60)	

※ 評価合計点総計が同じ場合は、選定委員会で協議の上、委員長が決定する。

※ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、選定委員の評価合計点総計の60%以上であれば、優先交渉権者に選定する。